

医療費・介護費の自己負担を軽減します

【高額介護合算療養費制度とは】

高額介護合算療養費制度は、医療費の負担と介護費の両方の負担により、家計への負担が重くなっている皆さんの負担を軽減するため、平成20年4月から設けられた制度です。

【同じ世帯で医療と介護の両方を受けている方が対象となります】

世帯内の同一の医療保険（国民健康保険、後期高齢者医療など）の加入者の方について、1年間（毎年8月1日～翌年7月31日）に「医療保険」と「介護保険」の両方に自己負担があり、その自己負担の合計が「高額介護合算療養費制度」の自己負担限度額を超えた場合、申請により、自己負担限度額を超えた金額が支給されます。

【自己負担限度額は、年齢や所得によって異なります】

自己負担限度額は、世帯員の年齢や所得によって下の表のように細かく設定されています。

区 分		75歳以上の方の世帯	70～74歳の方の世帯	70歳未満の方の世帯
現役なみ所得者（70歳以上） 上位所得者（70歳未満）		67万円	67万円	126万円
一 般		56万円	56万円	67万円
住民税非課税世帯	区分Ⅱ	31万円	31万円	34万円
	区分Ⅰ	19万円	19万円	

毎年8月から翌年の7月までの医療保険と介護保険の自己負担額の合計をもとに計算します。

※医療保険又は介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。

※支給額が、500円未満の場合は支給されません。

※所得区分は、毎年7月31日現在の窓口負担割合が適用されます。

（現役並み所得者）

住民税の課税所得が145万円以上ある加入者（被保険者）とその方と同じ世帯にいる加入者（被保険者）の方です。

（上位所得者）

世帯全員の基礎控除後の所得の合計額が600万円を超える方です。

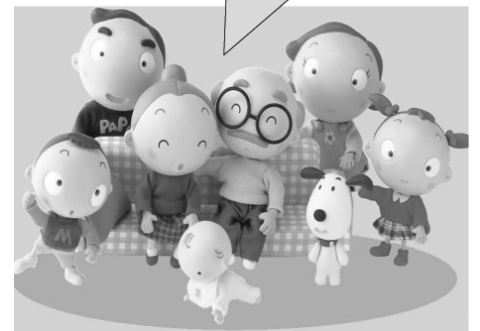
（住民税非課税世帯）

区分Ⅱ：世帯全員が住民税非課税である方に適用されます。

区分Ⅰ：世帯全員が住民税非課税である方のうち次に該当する方に適用されます。

・世帯全員が所得0円かつ公的年金受給額80万円以下の方

12月以降に申請手続きのご案内をいたします



申請手続きについて

平成21年8月1日から平成22年7月31日までの期間について支給の対象となる方には、12月以降に申請手続きのご案内をいたします。

お問い合わせ先

町民課町民生活グループ（医療保険担当）
北海道後期高齢者医療広域連合

☎25-2131（内線105）
☎011-290-5601